

国の動向について

全国介護保険担当課長会議資料から

(平成16年9月14日, 10月12日開催)

介護保険制度改革の主な内容

I 給付の効率化・重点化

- ・ 総合的な介護予防システムの確立
- ・ 施設給付の見直し
- ・ その他のサービスの見直し

II 新たなサービス体系の確立

- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 居住系サービスの体系的見直し
- ・ 医療と介護の関係
- ・ その他のサービスの見直し

III サービスの質の確保・向上

- ・ ケアマネジメントの体系的見直し
- ・ 地域包括支援センター（仮称）の整備
- ・ 情報開示の徹底と事後規制ルールの確立
- ・ 専門性を重視した人材育成と資質の確保
- ・ 公正・効率的な要介護認定

IV 負担のあり方の見直し

- ・ 1号保険料のあり方
- ・ 2号保険料・納付金のあり方
- ・ 財政調整

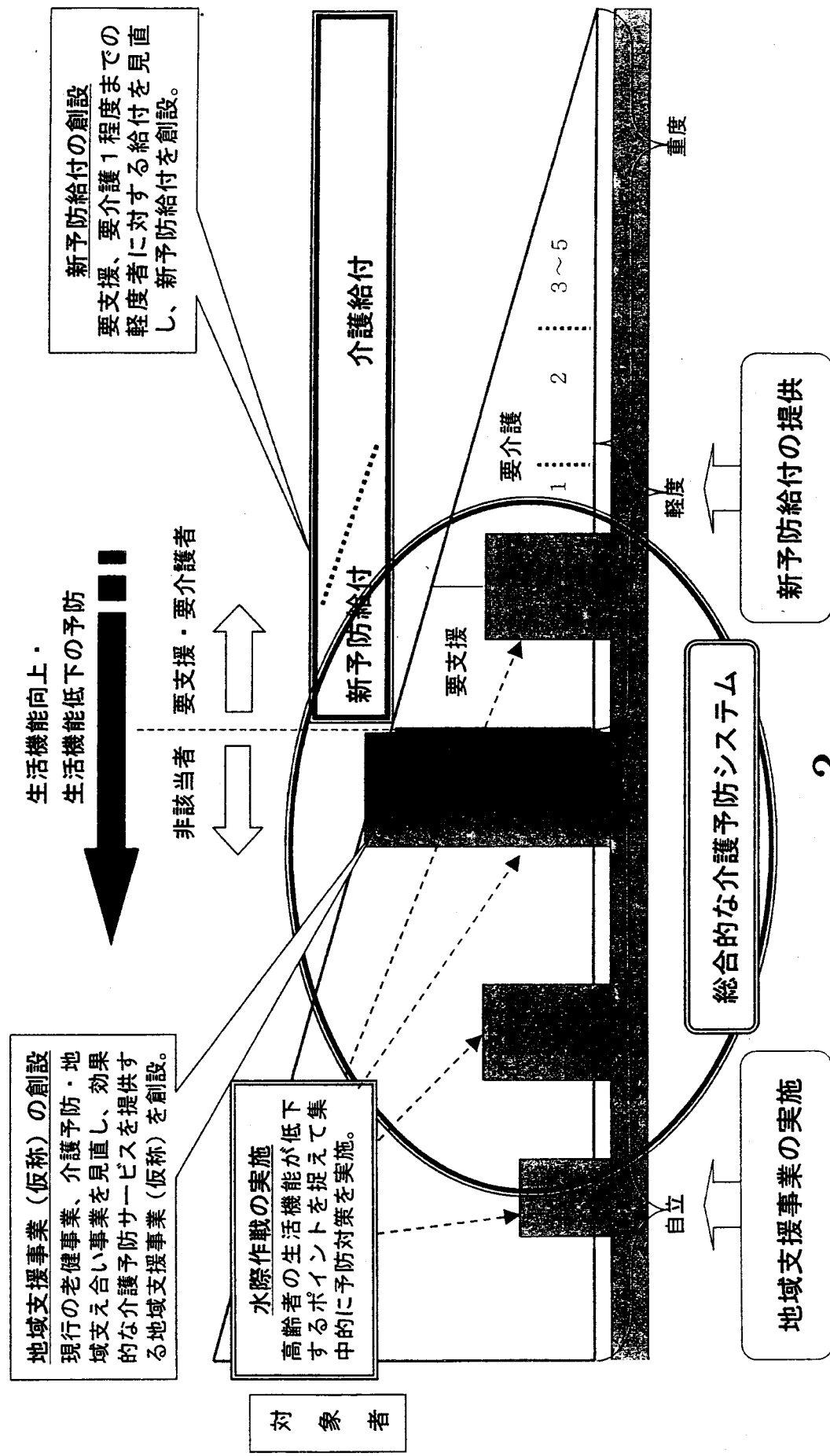
V 制度運営の見直し

- ・ 保険者機能の強化
- ・ 事業計画の見直し
- ・ 基盤整備のあり方

VI 被保険者・受給者の範囲

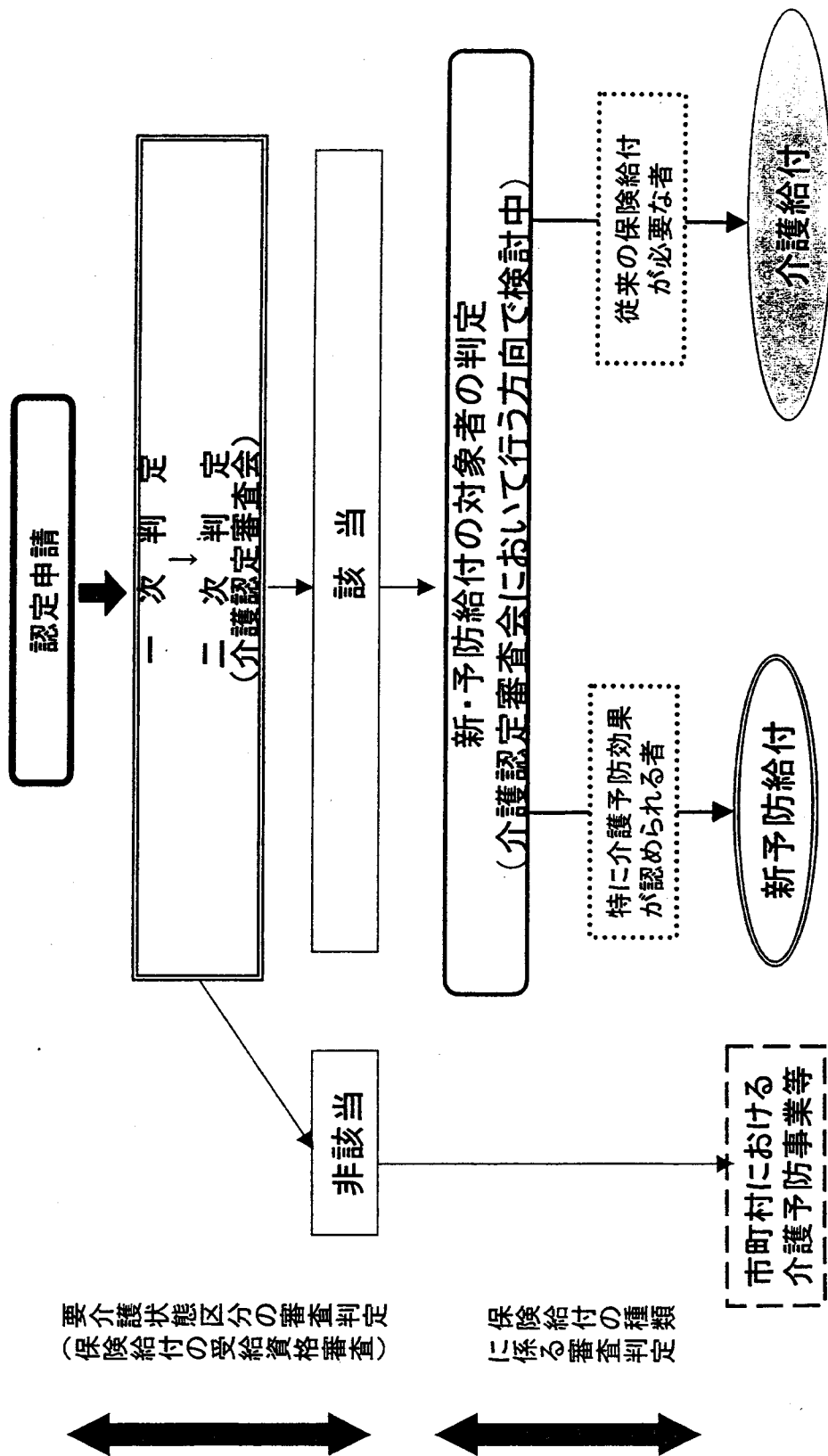
制度改革後の介護予防システムの姿（イメージ）（案）

要介護状態になる前の段階から、要支援、要介護１程度までの高齢者について、統一的な体系の下、連続的・効果的な介護予防サービスを提供する総合的なシステムを構築。



新予防給付の対象者選定及び給付決定の流れ（イメージ）（案）

- 要介護認定のスキームの中で新予防給付の利用者選定のためのスクリーニングを実施。
- 具体的なスクリーニング手法については、「介護予防サービス評価研究委員会」の下に設置予定の「介護予防スクリーニング手法検討小委員会」における検討を経て、本年度内までに成案を得る予定。



要介護状態区分の審査判定
(保険給付の受給資格審査)

保険給付の種類
に係る審査判定

介護予防マネジメントのイメージ (案)

認定外からの事業対象者
 ○実態把握による事業対象者
 ○相談窓口を通じた事業対象者

再アセスメントの実施

プランの実施

プランの策定

アセスメントの実施

○非該当者に対して、地域支援事業を利用するよう勧奨
 ○利用希望者に対する訪問によるアセスメントの実施

非 該 当

○アセスメント結果を踏まえ、事業の実施プランの策定。

○事業者を中心にプランの実施。

○当初アセスメントにおいて設定した課題について、改善度等を評価。

○新予防給付利用者に対して、訪問によるアセスメントの実施。

新 予 防 給 付 対 象 者

○アセスメント結果を踏まえ、本人の希望も踏まえつつ、介護予防プランの策定。

○事業者を中心にプランの実施。
 ○6月～1年を1タームとして介護予防サービスを提供。

○当初アセスメントにおいて設定した課題について、改善度等を評価。

実施

地域包括支援センター (仮称)

支援

介護給付対象者

「対応困難者等のマネジメントに対する支援」
 ○ケアマネを中心にアセスメントを実施し、当該アセスメント結果及び本人の希望を踏まえたケアプランの策定。

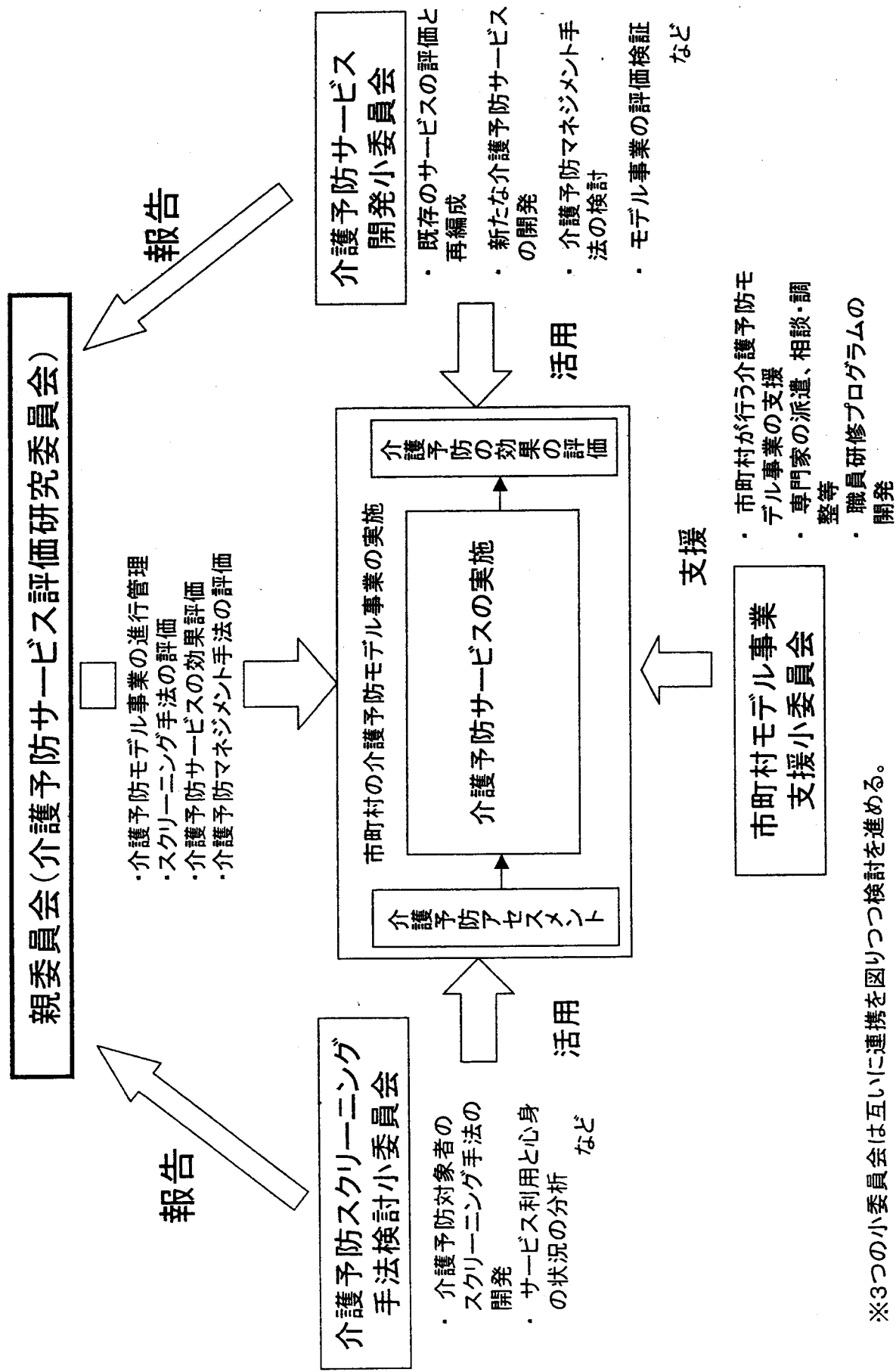
○指定介護サービス事業者を中心に介護保険サービスの提供。

○利用者に対する継続的なアセスメントの実施など、ケアマネによるプランの実施状況の把握。

要介護認定

要介護認定 (新規・更新・変更)

介護予防重点推進・評価委員会の仕組み



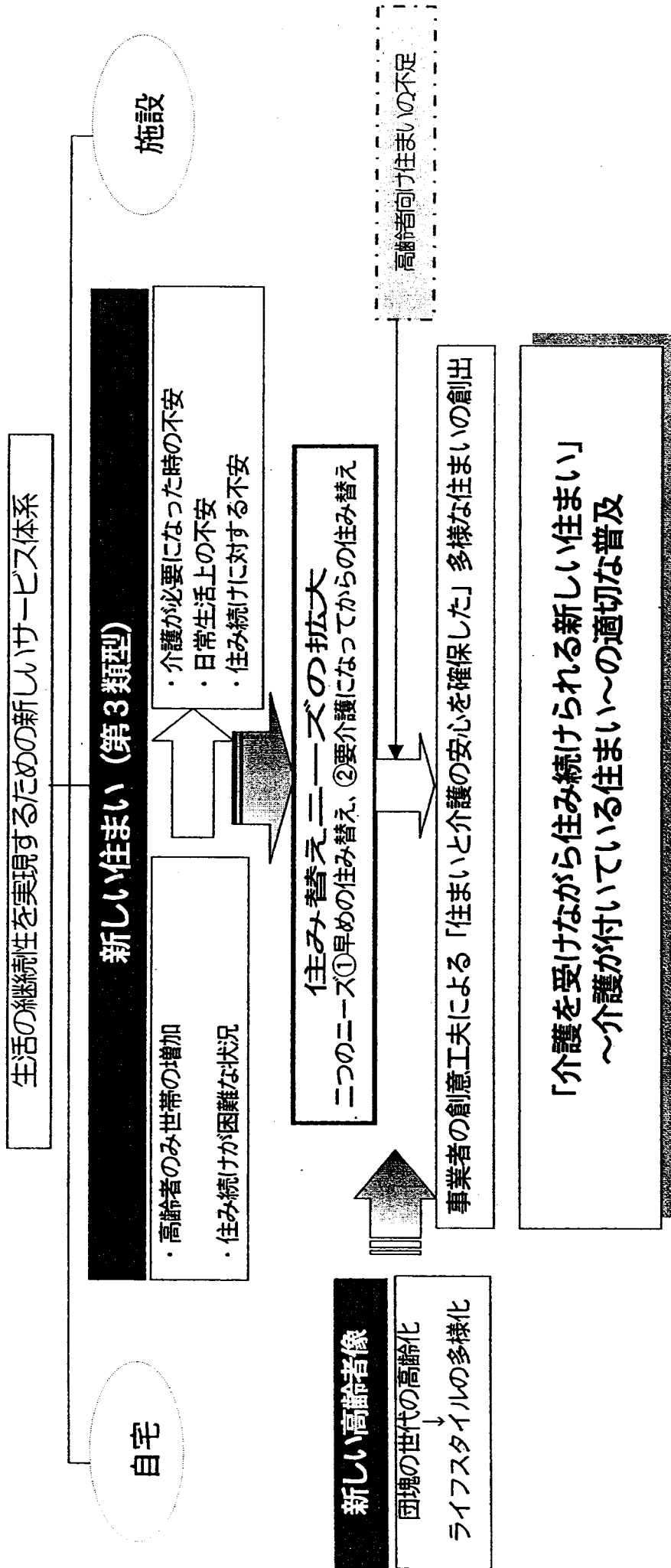
※3つの小委員会は互いに連携を図りつつ検討を進める。

今後の介護予防関係委員会スケジュール（予定）

	スクリーニング小委	サービス開発小委	市町村モデル事業小委	ヘルス事業見直し検討委	全国関係主管課長会議
	〔介護予防対象者のスクリーニング手法の開発〕	〔既存のサービスの評価と再構成・新たな介護予防サービスの開発・介護予防マネジメント手法の検討〕	〔市町村が行う介護予防モデル事業の支援〕		
〈平成16年〉 8月5日	介護予防サービス評価研究委員会				
9月	第1回(9月15日(水))	第1回(9月下旬)	第1回(9月8日(水)) ○モデル事業実施市町村職員研修(9月21日(火)、22日(水)) ○モデル事業開始(10月目途)	第3回(8月23日(月)) 〈今後の検討委のスケジュール〉 第4回(9/13) 第5回(9月下旬) 第6回(10月中旬) 中間取りまとめ	開催(9月14日(火))
12月	○スクリーニング指標の暫定版の完成(年内目途)	○中間取りまとめ(年内目途)	○「市町村介護予防モデル事業」の結果評価(1月目途)		開催(10月12日(火)) 開催(11月) 開催(12月)
〈平成17年〉	第2回介護予防サービス評価研究委員会(平成16年12月～平成17年1月)				
1月頃	スクリーニングシステムの開発開始				
夏頃	スクリーニングシステムの完成				
秋頃	第一次モデル事業(一部市町村においてスクリーニングの試行)				
冬頃	第二次モデル事業(全市町村においてスクリーニングの試行)				
〈平成18年〉 4月	新制度スタート				

住み替えニーズの拡大と新しい「住まい」の創出

- 特に、都市部の高齢者のみの世帯の急増を背景に、自宅での住みつづけが困難な状況や、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれる。
- このようなニーズに応えるために、多様な選択肢の一つとして、介護が必要になった場合でも、本人が望む生活の継続が可能、自宅でも施設でもない「新しい住まい」の創出が必要。



介護が付いている住まいの一般化

- 特定施設の対象を、現行の有料老人ホームと軽費老人ホームに加え、高齢者向け優良賃貸住宅等の一定の要件を満たした「住まい」にまで拡大。
- このような「住まい」を特定施設の対象とする一方で、利用者保護の観点から、情報開示、登録・届出制度等により、行政が適切に関与することが必要。

現行の特定施設

有料老人ホーム
軽費老人ホーム
(ケアハウス)

特定施設の対象の拡大

＜次の要件を満たす住まいにまで対象を拡大＞

住 ま い：バリアフリー

住まいとしてふさわしい水準の居住空間の確保

間の確保

住み続けの保障

生活支援サービス：365 日 24 時間の安心を保障

介護サービス：「早めの住み替え」「要介護になってからの住み替え」それぞれの形態に対応した多様なサービス提供形態

行政の適切な関与

◇情報開示のルール

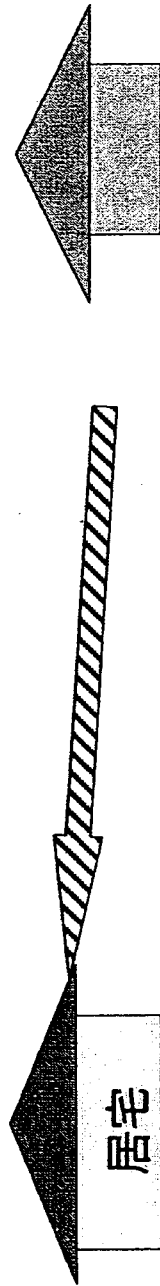
◇登録・届出制度等

介護が付いている住まいに対する介護サービス提供体制の多様化

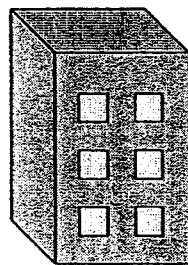
- 現行の特定施設の介護サービス提供形態・提供体制の基準や報酬体系は、特別養護老人ホームと近似しており、「要介護状態になってからの住み替え」を想定した構造であり、「早めの住み替え」のケースにあてはめにくいという指摘がある。
- このため、現行のルールに加え、早めの住み替えにも適切に対応した人員配置、報酬体系のルールを検討することが必要。

〈居住と介護サービスの関係〉

パターン1 (自宅)



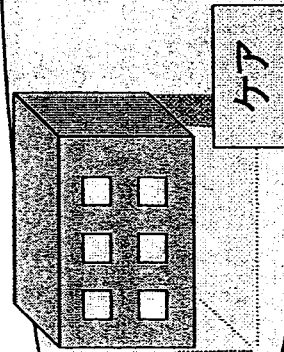
高齢者住宅
(自宅と同じ)



パターン2

特定施設の新しい
サービス提供形態

外部サービス(訪問・
通所介護や看護、小
規模多機能サービス
等)



ケア

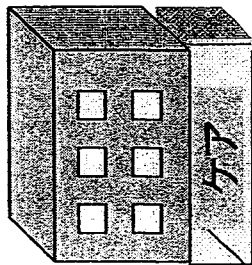
アウトソーシング



ケアのアウトソーシング

パターン3

現行の特定施設



高齢者住宅がケアを行う

第1号保険料設定の見直しについて

保険料第2段階の見直し

(1) 問題の所在

現行の第2段階には、年金受給額が年額260万円強の者から生活保護基準に満たない収入の者まで含まれているため、所得水準の低い者にとつては、負担が重いという意見が多く、制度上負担軽減策を検討する。

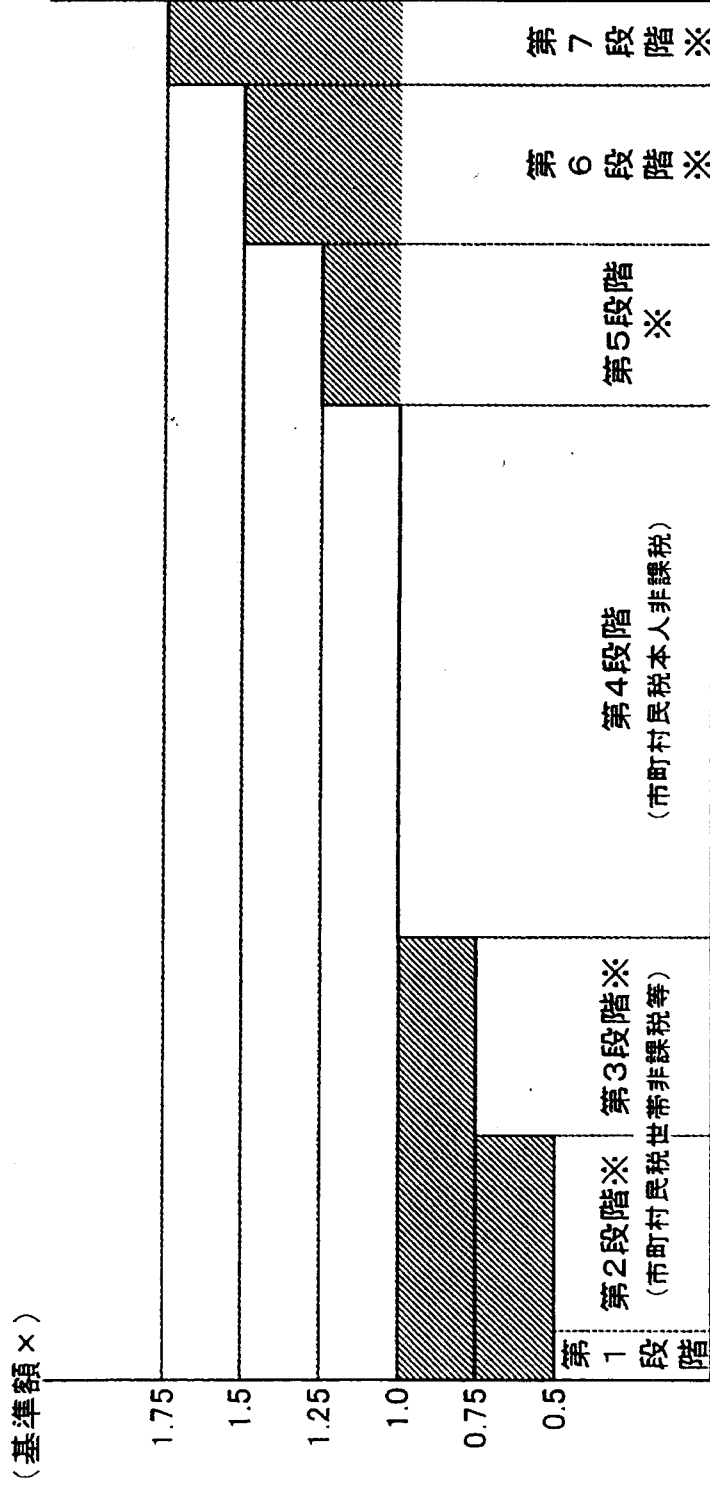
(2) 見直しの方向

現行の第2段階における低所得者層への配慮から、第2段階の細分化を行い、より負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減する。

(3) 細分化の基準等

- 社会保障の総合化の観点から、基礎年金の年間受給額(6.7万円×12ヶ月≒80万円)水準を細分化の目安とする。
- 実際に細分化するにあたっては、国が設定する基準額を参考とし、各市町村が条例により動かすことを可能とする。
- 市町村の判断による更なる細分化は認めない。
- 標準料率は第1段階(基準額×0.5)同様とする。
- 保険料率について、現行制度と同様、国として示す標準料率を参考とし、市町村が条例により独自に定めることを可能とする。

○ 改正案イメージ（各段階の分布はあくまで参考）



- ※ 第2・3段階については、
- 現行の第4・5段階の区分に用いている「基準所得金額」と同様の概念を用い、国が適切な割合に区分できるよう、基準額を設定（市町村による独自設定も認める）。
- ※ 第5段階以上については、調整交付金の設定上、国が基準を設けるが、より細かな区分も認める。

第3期介護保険事業(支援)計画等について

第3期介護保険事業(支援)計画等の策定に当たっては、新たに以下の事項を盛り込む必要がある。

- ① 介護予防の推進に関する事項
 - a 介護予防拠点の整備
 - b 新予防給付および市町村事業の実施に関する事項
- ② 生活圏域の設定及び生活圏域ごとのサービスの見込量
- ③ 地域密着型サービスの整備に関する事項
- ④ 地域包括支援センター(仮称)の設置に関する事項

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)の策定に当たって

1. 基本的な考え方

【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業（仮称）・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 痴呆性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室・ユニットケアを進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成

2. 介護予防の推進

○地域支援事業(仮称)の実施

- 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の5%程度）等を対象として地域支援事業（仮称）を実施
（※）地域支援事業（仮称）は、市町村の体制整備状況に応じて、平成18年度から順次開始
- 地域支援事業（仮称）を実施した高齢者のうちの20%について、要支援・要介護状態となることを防止
（※）地域支援事業（仮称）の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20%

○新予防給付の実施

- 要支援・要介護1等の者を対象として、新予防給付を実施
- 新予防給付を受けた高齢者のうちの10%について、要介護2以上の移行を防止
（※）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10%

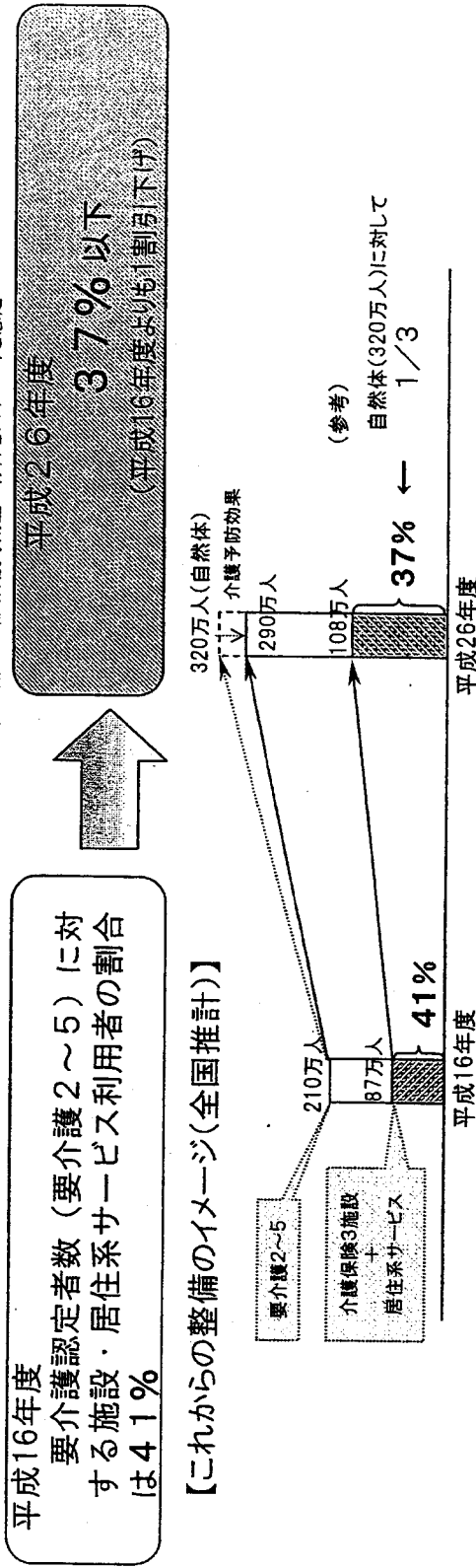
【介護予防の実施による要介護者等のイメージ(全国推計)】（注）合計が含まない年度は、端数処理の関係

		平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
要介護2～5	自然体	210万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	240万人	260万人	290万人(－30万人)
要支援 要介護1	自然体	200万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	260万人	280万人	310万人(－10万人)
地域支援事業 (仮称)の対象者	自然体	—	140万人	150万人	160万人
	予防効果	—	160万人	180万人	200万人(+40万人)

3. 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

(※)介護専用の居住系サービス: 結果性高齢者グループホーム・特定施設の一部(介護専用型の有料老人ホーム)を想定



○多様な「住まい」の普及の推進

- ・ 高齢者単身世帯の増加
- ・ 都市部の高齢化の急速な進行
- ・ 高齢期の住み替えに対するニーズ

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

- 平成16年度
- 入所施設利用者全体に対する要介護4, 5の割合は59%

○介護保険3施設の個室・ユニットケア化の推進

- 平成16年度
- ・ 3施設の個室割合は12%
 - ・ 介護老人福祉施設(特養)の個室の割合は15%

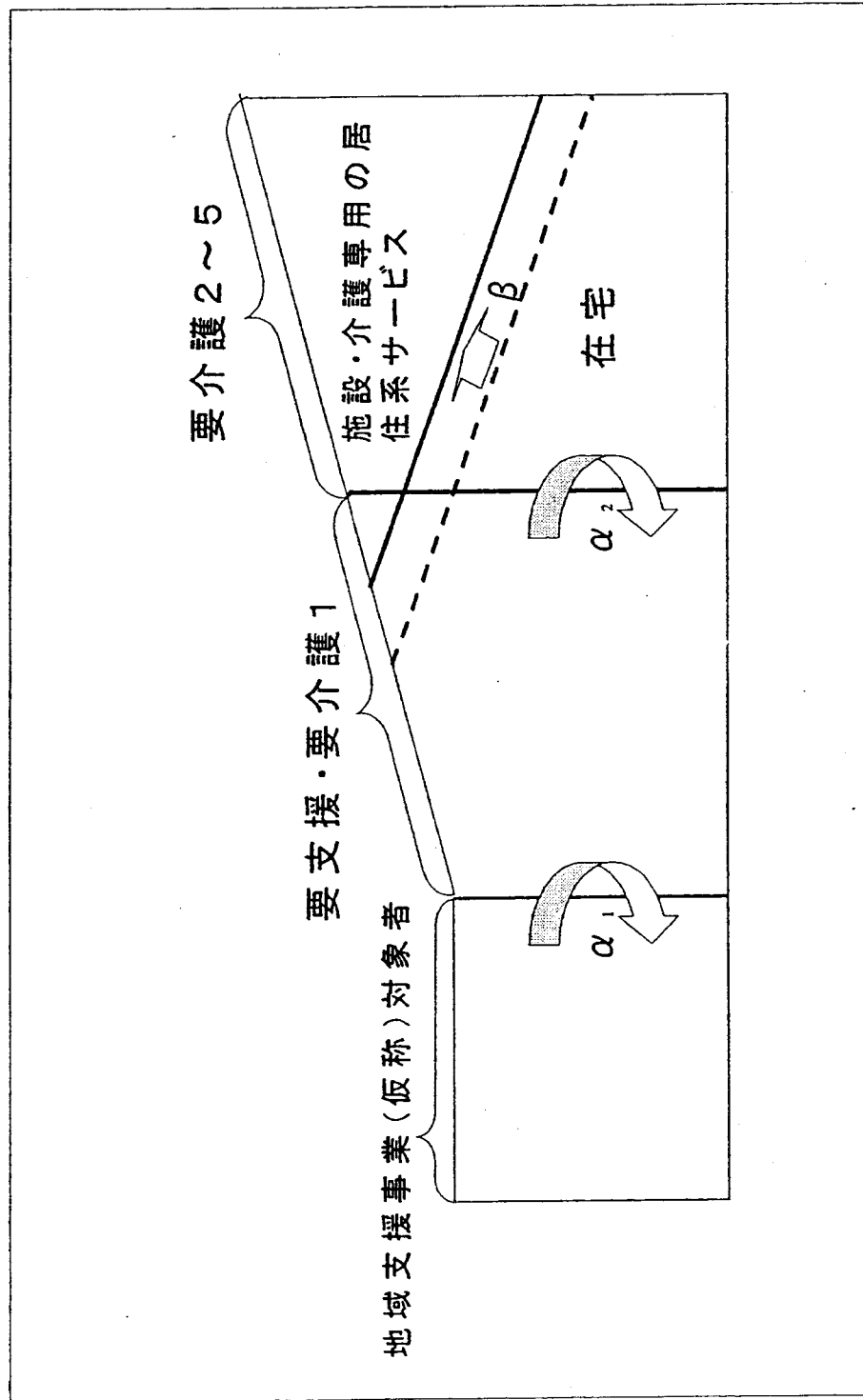
- 多様な「住まい」の普及
- 高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及

平成26年度

70%以上

- 平成26年度
- ・ 3施設の個室・ユニットケア割合 50%以上
 - ・ 特養の個室・ユニットケア割合 70%以上

(参考) 平成26年度における目標



α_1 : 地域支援事業（仮称）実施（要支援・要介護防止効果）

α_2 : 新予防給付実施（要介護2以上への移行防止効果）

β : 施設・介護専用の居住系サービス入所割合の減少

地域再生のための新たな介護・福祉基盤の整備

都市部等における急速な
高齢化・独居化

住み慣れた地域で暮らし続けられる
地域ケア体制の確立

介護予防への取組

介護・福祉基盤整備の
地域格差

住み慣れた地域で生活継続が可能な「介護・福祉基盤」の整備が必要

地域再生のための補助金改革

①面的な整備の推進

・地方公共団体が地域の実情を踏まえて策定する面的整備計画を支援

②生活圏域ごとに地域密着型サービスを確保

・生活圏域を単位として、民間の力も活用しながら、小規模・多機能拠点、介護予防拠点、福祉ホーム、小規模通所授産施設の基盤整備を推進

③市町村に対する直接交付

・国は、直接市町村に対して交付

④弾力的な執行

・国からの交付金については、市町村の裁量により弾力的な執行が可能

現行の施設整備費
補助金

- 個別施設単位で補助
- 特養等大規模施設設
点の整備が主流

地域再生のための規制改革・権限移譲

①グループホーム、小規模・多機能サービス等の地域密着型サービスについて、事業者の指定・監督権限を都道府県から市町村に移譲

②サテライト型特養について要件緩和

重層的な基盤整備

地域介護・福祉
空間整備交付金

(対、市町村)

施設環境改善交付金

(対、都道府県)

